

# 令和5年度事業計画

## I 事業方針

新型コロナウイルスの感染拡大は社会構造の大きな変化をもたらしました。国民はさまざまな制限の中で生活することを強いられ、従来から社会問題とされている少子・高齢・人口減少社会の進行、経済環境の悪化に拍車がかかり、明るい未来が見えてこない状況と言っても過言ではないかもしれません。

このような時代だからこそ、民生委員児童委員に寄せられる期待は大きくなっていますが、令和4年12月の一斉改選において欠員率は6.7%を数え、この20年で6ポイントも上昇しています。次期一斉改選においては、「団塊の世代」の委員が多数退任することが見込まれていることから、民生委員制度の存続も危ぶまれる事態といえるこの状況において、今後の民生委員児童委員活動や民生委員児童委員協議会のあり方を再考する時期に差し掛かっています。

一方、地域における福祉・生活課題はますます深刻化しており、人々が安心・安全に住み続けられる地域づくりには、地域住民はもとより多様な関係機関・団体等が連携・協働した「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが求められています。地域福祉推進の担い手である民生委員児童委員には、その連携・協働のハブ（結節点）としての役割が期待されているところですが、新型コロナウイルス感染症により、地域のコミュニティが分断され、人と人とのつながりが阻まれる状況が生じ、民生委員児童委員活動に多大な影響を与えています。

このような状況を踏まえ、引き続きコロナ禍に向き合う「北海道民生委員児童委員活動スタイル」の浸透を図っていくとともに、本連盟が実施する研修事業においても、全道ならびに各管内の感染拡大状況を注視し、感染予防対策の徹底を継続しつつ、ICTを活用したオンライン開催等の事業実施を継続します。

また、近年全国で地震、台風、大雨被害等の自然災害が多発していることから、災害をキーワードとした住民同士が支え合える仕組みづくりや、災害時の支援活動のあり方などを考える「災害に備える民生委員児童委員活動」について、一般化に向けた普及・啓発を継続します。加えて、委員のなり手不足の問題は深刻化の一途をたどっています。支え合う民児協づくりの推進を図るために、そのあり方の検討を継続し、「なり手不足」緩和のための方策について、次期一斉改選に向けた段階的な取り組みを進めます。

以上のことを踏まえ、次の3点を重点項目に位置付け推進します。

## II 重点推進項目

### 1. 「なり手不足」の課題に対する取り組み

本連盟では、今日的な「なり手不足」の課題に対して、民生委員児童委員の選任にかかる実態と意向に関する調査の実施や、研修による意欲向上を図るプログラム開発など、さまざまな調査・研究を重ねてきました。一定の成果は見受けられたものの、根本的な課題解決には至っていない状況を受け、今後はより具体的で実効性の高い取り組みが必要と考えられます。このことから、令和7年度の一斉改選に向けて、各市町村民児協において、支え合う民児協づくりに必要な研修の体系化も含め適切な候補者探しの時期や必要と考えられる取り組みを網羅したモデルスケジュールを作成し、市町村民児協活性化事業において試験的に取り組みます。

### 2. ICT（情報通信技術）を活用した事業推進

新型コロナウイルスの感染拡大以降、本連盟ではコロナ禍における実施形態のひとつとしてオンライン併用による研修事業を開催し、概ねその実施形態は確立しつつある段階にあります。オンラインによる事業の開催については、感染症予防は元より研修参加形態の多様性を担保することにもなります。今年度においても、ウィズコロナを見据えICTを活用した事業の推進を図るとともに、新たな試みとして、委員同士の意見交流の場づくりを目的としたオンラインサロンを実施します。

### 3. 民生委員児童委員協議会のあり方に関する検討

本連盟ではこれまで、「民生委員児童委員の研修のあり方に関する検討委員会」、「民生委員児童委員協議会のあり方に関する検討委員会」を設置し、民生委員児童委員、民生委員児童委員協議会を取り巻く課題を検討するために、多角的な議論を重ねてきました。しかしながら、急速な時勢の変化から、時限的な委員会設置では十分な議論や検証が困難であり、継続的に検討する環境が必要との結論に至りました。これらの背景があることから、「民生委員児童委員協議会のあり方に関する検討委員会」を「民児協のあり方検討委員会」に名称を改め常設化し、委員のなり手不足、次代を担う人材の確保、支え合う民児協づくり、研修の質の担保など、現在直面している多岐にわたる今日的課題について検討を継続します。

## 公1 民生委員児童委員の資質向上のための研修事業

### ア 研修・研究協議事業

#### (ア) 全道民児協会長・副会長研究協議会開催事業

民児協の代表として、社会福祉情勢の理解を深めるとともに、民児協運営等に関する意見や情報を交換することなどにより民児協活動の活性化を図ることを目的に実施。

・令和5年6月6日(火)～7日(水) 札幌市・札幌パークホテル

#### (イ) 全道児童委員活動研究集会開催事業

子どもを取り巻く様々な問題に対し、児童委員・主任児童委員としての活動を協議することで、子どもの支援者としての活動促進を図ることを目的に実施。

・令和5年8月23日(水)～24日(木) 札幌市・札幌パークホテル

#### (ウ) 中堅民生委員児童委員教室開催事業

民児協運営、民生委員児童委員の中核的な役割を担うリーダーを養成するために必要な知識や技術の習得を図ることを目的に実施。今年度は試行的に地方開催とし、リーダースキル養成型、ファシリテーター養成型の2タイプをプログラムによる開催に協力する支部を募集する。

・令和5年10月19日(木)～20日(金) 開催地・会場未定

・令和5年10月26日(木)～27日(金) 開催地・会場未定

#### (エ) 民生委員児童委員活動推進講座開催事業

変化する社会福祉に関する制度や施策等について理解を深めることで、住民の支援を進めるための内容や姿勢等を習得することを目的に実施。以下の道内6会場で開催。

札幌会場 令和5年8月29日(火)・札幌市(会場：未定)

旭川会場 令和5年8月30日(水)・旭川市(会場：未定)

苫小牧会場 令和5年8月31日(木)・苫小牧市(会場：未定)

函館会場 令和5年9月1日(金)・函館市(会場：未定)

釧路会場 令和5年9月4日(月)・釧路市(会場：未定)

北見会場 令和5年9月5日(火)・北見市(会場：未定)

#### (オ) 民生委員児童委員専門研修事業

社会福祉情勢の変化を捉え、民生委員児童委員活動を進める上での留意点の確認や、多様なニーズへ対応するために必要な知識や技術の習得を図ることを目的

に実施。

- ・開催期日 令和5年6月～11月（1日日程）
- ・参加対象 前年度から引き続き在職する民生委員児童委員及び主任児童委員
- ・開催会場 14か所（振興局管内ごとに実施）

#### （カ）民生委員児童委員初任者研修事業

新たに委嘱された民生委員児童委員が、継続して地域住民への相談・支援活動が行えるよう基本的知識の習得を図ることを目的に実施。

- ・開催期日 令和6年1月～3月（1日日程）
- ・参加対象 今年度新たに委嘱を受けた民生委員児童委員及び主任児童委員
- ・開催会場 9か所（振興局管内を9ブロックに分けて実施）

### イ 民生委員児童委員（民児協）活動支援事業

#### （ア）民生委員児童委員（民児協）活動支援事業

市町村民児協の研修・学習会への協力等、委員活動を支援することを目的に次の取り組みを実施する。

- (1) 役職員の講師派遣、研修受入等（オンライン含む）
- (2) 視聴覚教材ならびに啓発資材等の貸出
- (3) 視聴覚教材（DVD）の作成および配布
- (4) テーマ別オンラインサロンの定期開催（新規）

## 公2 道民への普及啓発事業及び調査研究事業

### ア 民生委員児童委員に関する調査研究事業

#### （ア）地域支援調査（住民支え合いマップ調査）事業

- (1) 住民支え合いマップ研究協議会の開催

道内各地の住民支え合いマップの実践事例を学ぶとともに、これからの民生委員活動にかかる住民支え合いマップのあり方を研究協議することを目的に実施。

- ・令和5年7月5日（水）札幌市・札幌パークホテル

- (2) 改訂版「住民支え合いマップづくり入門」の普及・啓発
- (3) 住民支え合いマップの普及・啓発にかかる研究

#### （イ）市町村民生委員児童委員協議会基本調査事業

道内の法定単位民児協等の組織、運営、財務、事業に関する事項を把握するこ

とで、民児協活動の充実と強化を図るための基礎資料を作成し、以下の事項に関して研究を進めることを目的に調査を実施する。

- ・調査目的
  - 法定単位民児協の実態に関する研究
  - 法定単位民児協機能の活性化に関する研究
  - 委員関連研修のあり方に関する研究
  - 連合組織の役割の明確化に関する研究
  - 第3次北海道民生委員児童委員活動指針の推進方法に関する研究
- ・調査対象 市連合民児協、市単位民児協、町村民児協、地区支部
- ・調査時期 令和5年7月中旬～8月下旬
- ・調査項目
  - 所属区域の概況
  - 所属委員の構成および弁償費
  - 法定民児協組織
  - 民児協運営
  - 連絡手段および情報の取り扱い
  - 研修および人材育成
  - 活動や関係機関との連携
  - 第3次活動指針の取組み状況

## イ 一般道民への普及啓発事業

### (ア) ホームページ開設事業

一般住民に対する民生委員児童委員活動の啓発や、民生委員児童委員への情報提供、市町村民児協事務局との連携等を目的に以下の取り組みを行う。

- (1) 民生委員児童委員活動の情報掲載
- (2) Eメールによる質問の受付
- (3) 民生委員児童委員活動に関する研究等資料の掲載
- (4) 研修動画サイトの開設
- (5) 事務局専用ページの運用

### (イ) 民生委員・児童委員の日（5月12日・濟世顧問制度の創設日）」ならびに民生委員児童委員活動強化週間事業（5月12日から5月18日まで）、民生委員児童委員活動資料の作成・配付事業

民生委員児童委員活動の充実を図るために、市町村民児協に対して、以下の活動強化を働きかけると共に、活動に必要な資材等を提供する。

#### (1) 活動強化を働きかける取り組み

##### ○個別支援・民児協運営関連

新制度等に関する研修会の開催、丁寧な訪問活動と地域住民の状況把握促進、福祉票や世帯票の点検・整理の促進、広報等のPR活動、福祉サービスに関する情報の提供促進、相談・支援活動の充実促進

○児童委員活動の充実強化関連

- ・児童部会の設置を促進および児童関係事業の推進体制を整備
- ・児童委員協議会の開催による児童に関する情報交換の実施促進
- ・主任児童委員を中心にした学校訪問や関係機関との連携促進
- ・こんにちは赤ちゃん運動やすきやき隊など市町村の取り組みとの連携促進

○災害時に備える活動関連

- ・災害に備える民児協内部体制づくり
- ・避難行動要支援者名簿や要援護者マップの整備
- ・災害時要援護者の自助努力支援と関係機関・団体との支援体制づくり

(2)道民児連の取り組み

- 市町村民児協が取り組む活動の例示、情報共有
- 民生委員児童委員活動啓発用版下の作成、データ提供
- 民生委員児童委員パンフレットの作成、配付
- 特別企画「子どもに向けたPR大作戦」を実施（資材提供）

(ウ) 関係機関・団体等との普及啓発事業

- ・北海道社会福祉協議会民生児童委員部会への参画
- ・北海道社会福祉大会への協力
- ・生活福祉資金等貸付業務の協力
- ・市町村社会福祉協議会との連携
- ・道行政等並びに市町村行政への協力と連携
- ・全民児連事業の協力及び東北県民児協、関係機関・団体との連携  
全国民生委員児童委員大会への派遣並びに参加促進  
令和5年11月21日（火）～22日（水） 広島県・広島市
- ・全国児童委員研究協議会の参加促進  
開催期日、会場未定
- ・全国民生委員指導者研修会（民生委員大学）への派遣  
開催期日未定 神奈川県・三浦郡葉山町
- ・全国主任児童委員研修会の参加促進  
開催期日、会場未定
- ・民生委員児童委員リーダー研修会の参加促進  
開催期日、会場未定
- ・北海道・東北ブロック道県・指定都市民児協会長等会議への参加
- ・日本福祉教育・ボランティア学習学会との連携
- ・その他関係機関・団体との連携

## ウ 市町村民児協活性化事業

### (ア) 市町村民児協活性化事業

#### (1) 一般事業指定

モデル民児協を指定し、第3次北海道民生委員児童委員活動指針への取り組みに必要な事業経費や活動基盤の整備等への助成を行い、民児協活動の充実した活動の展開を促進する。

- ・ 指定地区 概ね8か所（継続2か所・新規6か所）
- ・ 指定期間 2年間（令和5年度または令和5・6年度）
- ・ 助成金額 年額（基本額）10万円 ※上限額

#### (2) テーマ特化型指定

民生委員児童委員を取り巻く諸課題の解決に向けて、本連盟が指定したテーマに取り組む民児協を募集し、本連盟とともにその取り組みを進めることで、民児協組織を基軸とした民児協体制および活動の充実強化や地域福祉の向上を図る。合わせて、これからの活動のあり方のモデル開発に関する研究への協力を求める。

- ・ 指定地区 2か所（新規）
- ・ 指定期間 3年間（令和5～7年度）
- ・ 助成金額 年額（基本額）10万円 ※上限額

#### (3) ICT整備モデル指定

コロナ禍におけるICT（情報通信技術）を活用した取り組みの普及および有効性の検証を目的に、ICT整備を進める民児協を募集し助成する。

- ・ 指定地区 概ね5か所（新規）
- ・ 指定期間 1年間（令和5年度）
- ・ 助成金額 10万円 ※上限額

### (イ) 北海道民生委員児童委員活動指針の取り組み

民生委員児童委員（民児協）活動支援事業等により、第3次北海道民生委員児童委員活動指針の普及啓発に取り組み、民児協における中長期計画の策定を呼びかけるとともに、市町村民生委員児童委員協議会活性化事業の助成要件を第3次活動指針に基づく活動としてモデル民児協の指定を行い、充実した民児協活動の展開を図る。

### (ウ) 北海道民生委員児童委員災害時住民救援活動支援事業

災害が発生した地域において、委員による住民救援活動を支援する「道民児連災害時活動支援金助成事業」の運用を図り、直接的、側面的支援を行うとともに、本連盟としての市町村民児協支援内容を定めた「道民児連災害時対応ガイドライン」の運用を行う。

また、民生委員児童委員による平常時、発災時、避難所設置期等における対応

や活動の考え方をまとめた「北海道民生委員児童委員災害時活動指針」～災害に備える民生委員児童委員ハンドブック【北海道版】(以下、「ハンドブック」)の普及・啓発を行う。

さらに、「災害に備える民生委員児童委員活動」の一般化を目的に、大規模な研修事業を開催する。

## (エ) 民生委員児童委員協議会のあり方に関する検討委員会の設置・運営

委員のなり手不足、次代を担う人材の確保、支え合う民児協づくり、研修の質の担保など、現在直面している多岐にわたる今日的課題について、「民児協のあり方に関する検討委員会」を常設し、作業部会による検討のほか各種研究事業を実施し、研究・検討を進める。

## 他1 民生委員児童委員の互助共済及び福利厚生事業等

### ア 互助共済・連絡事業

全国が行う互助共励事業と本連盟が行う互助共済事業の2つの制度から見舞金、弔慰金を給付する委員相互の共済制度の運営を実施。

- ・ 民生委員児童委員互助共済事業の運営  
死亡弔慰金、傷病見舞金、災害見舞金、退任慰労金の給付
- ・ 互助共済事業運営委員会の設置開催
- ・ 市町村民児協活性化事業の推進  
活性化事業実施民児協の指定(再掲)
- ・ 民生委員・児童委員活動保険への協力  
民生委員児童委員名簿の備え置き等保険運用に係る側面的協力を行う。

### イ 広報発行事業

広報紙を通して、変化する福祉制度や行政施策、本連盟が進める各種事業、道内委員の活動状況などの情報を提供することを目的に実施。

- ・ 広報紙「アンテナ道民児連」の発行  
年3回発行 A4版10,800部(全委員に配布)

### ウ 全道物故民生委員児童委員慰霊祭事業

地域住民の相談・支援に献身的に尽くされた民生委員児童委員で在任中に亡くなられた委員、1期以上務められ退任後に亡くなられた方を対象とした慰霊祭を実施。

- ・ 令和5年6月12日(月)札幌市・円山公園慰霊碑前



## エ 退任委員感謝状贈呈事業

在職3年以上の退任者へ本連盟会長感謝状を贈呈し、在任中のご労苦に対し感謝の意を表すため実施。

## オ FAX情報・事務通信事業

迅速な情報提供が必要な場合、FAXを利用して全国・道内の関係情報の提供を図る。

- ・FAX情報（市町村民児協会長、事務局）
- ・事務通信（市町村民児協事務局）

## カ 支部長セミナー、地区・市支部長・町村民児協会長・事務局会議開催事業

市町村民児協の運営や活動の充実を推進するため、その牽引役である地区・市支部長を対象としたセミナーの開催、本連盟事業を推進するための地区・市支部長、町村民児協会長、事務局会議を開催する。

### （ア）支部長セミナー開催事業

- ・令和5年4月11日(火)～12日(水) 札幌市・ホテルポールスター札幌

### （イ）地区・市支部長、町村民児協会長、事務局会議開催事業

- ・令和5年11月6日(月) 札幌市・ホテルポールスター札幌

### （ウ）民児協事務局職員研修会開催事業

- ・令和5年4月12日(水)～13日(木) 札幌市・ホテルポールスター札幌

## 法人運営管理事業

### ア 本連盟組織・事業等の運営推進

正副会長会議、理事会、評議員会、監事監査、委員会等を開催し、本連盟の運営ならびに強化を図る。

### イ 予算対策運動等の推進

民生委員児童委員活動に関する予算対策等の推進

### ウ 公益財団法人として適正な法人運営

公益法人として求められる事業・財務報告書類等適正な運営